# 緊急時における地域メディアの活用

## ―日本の「臨時災害放送局」と中国の「応急広播」を例として―

ZHANG Xinyue

#### Abstract

In the case of major natural disasters, the media is in an important position. In particular, from the experience of Japan, regional media plays a unique role in the local community during disasters. This paper analyzes the regional media of China and Japan in order to study the development direction of the regional media of China in emergencies. First, in order to get a better understanding of the regional media, let us clarify the definitions about "region" and "regional media", development factors, and social functions in the context of regional media. Furthermore, the system for Community FM Radio Broadcasting Stations in Japan will be clarified. Then, based on the regional divisions of China, this paper gives examples of the regional media in China during emergencies to point out some problems. Finally, research directions of China's regional media while starting a national emergency broadcast construction are given in this paper.

## キーワード……地域メディア コミュニティ FM 臨時災害放送局 応急広播

## はじめに

災害多発の現在において、メディアが重要な位置に付いている。特に、日本の経験からみる と、地域密着と関わっている地域メディアは緊急時に変わらない役割を果たしている。

本稿は緊急時に中国の地域メディアの発展方向を研究するため、中国と日本の地域メディアを分析する。まず地域メディアをよく把握するために、地域メディアにおける「地域」また「地域メディア」の定義、発達要因、社会的機能について明らかにする。さらに、災害情報伝達システムが完備されていると思われる日本における、コミュニティ FM に関する制度を明確にする。そして中国の地域区分を明らかにした上に、緊急時の中国県域応急広播と農村ラジオステーションを代表として、中国における地域メディアの問題点を分析する。最後に、中国の国家応急広播体系(応急情報伝達システム)を構築する途中での、中国の地域メディアのあり方に関する課題を提出する。

## 1 地域と地域メディア

#### 1-1 地域とは

地域メディアを研究する前に、地域メディアにおいて、「地域」および「地域社会」の意味を 明確にする。

森岡清志 (2008:6) は、「地域」とは、「居住地を中心として広がる一定の範囲の空間および 社会を支持する言葉として受け止められている」と指摘する。また、「地域社会」について、竹 内郁郎 (1989:4) は、「地域社会が一定の地理的な範域を前提としていることは確かであるが、 同時に、そこに生活する人々の共通性、共同性、連帯性といった特質を含んだ実体であること も自明である。」と述べる。

林茂樹(2003:29-30)は、地域および地域社会について、空間的、機能的な意味を次のように規定している。

①日常の生活活動を行う生活者の社会圏(主として衣食住などの生活必需行動と普段の人間関係など)、②生活者の日常生活的な生産・消費・流通を行う経済圏、③生活者の身近な政治・行政政治・行政圏、④生活者の身近な文化活動を行う文化圏(習俗、慣行、言語、行事など)

つまり、地域メディアの場合、「地域」および「地域社会」は、単なる地理的な範囲にとどまらず、地域内に生活している人々の社会、経済、政治、文化など活動と関わっている。

## 1-2 地域メディアとは

大石裕(2002:581)は、地域メディアの対象を、「国家全体ではなく、一定の地域社会の構成員を対象とするメディア」と捉える。

一方、竹内(1989:6-7)は、地域メディアにおける「メディア」を、「メッセージの伝達媒体としてのコミュニティ・メディア」と「各種のコミュニケーション現象が生起する場」に類別した。浅岡(2007:18)は、竹内の理論により、地域メディアを、「通常は、地方紙、ローカル放送、地方自治体の広報誌・紙、地域ミニコミなどを指すが、より広義には、地域住民が交流する場(まで)拡大して、公民館、教会、図書館、広場なども範疇に含めることができるとされる」と具体的に述べた。さらに、浅岡は竹内の「『地域メディア』の諸類型」に加筆し、「現在の地域メディアの諸類型」(表 1)のように作成した。

式 1. 売任の地域アティアの相級主			
		「メディアの類型」	
		コミュニケーション・メディア	スペース・メディア
「地域の類型」	地理的範域をともなった社会的単位	自治体広報、地域ミニコミ紙、	公民館、図書館、公会堂、
		タウン誌、CATV、県紙、県域放	公園、広場
		送	情報センター、パソコン
		コミュニティ FM、	教室・研修施設
		フリーペーパー、	
		地域ポータルサイト、	
		携帯電話での情報サービス	
	機能的共通性に基づく社会的単位	サークル紙、	クラブ施設、同窓会館、
		ボランティアグループ会報、	研修所
		各種運動体機関紙	
		NPO・諸団体のホームページ、特	
		定地域の電子会議室・	
		ブログ・SNS	

表 1. 現在の地域メディアの諸類型

(注) は、浅岡が竹内に加筆した新しく誕生したメディア (出所) 浅岡(2007:18)「地域メディアの新しいかたち」

竹内は 1989 年に「『地域メディア』の諸類型」を作成したが、地域情報化の進展にともなって、浅岡は 2003 年に「『地域メディア』の諸類型」を加筆し、地域メディアの種類が充実したことがわかる。つぎは、地域メディアの発達要因について検討しておきたい。

#### 1-3 地域メディア発達の要因

小玉美意子(1989:58-61)は、自然、文化・社会、政治、技術、経済、メディア・リテラシーの面から地域メディアの発達要因を挙げた。

自然的要因には、小玉は、「地理的分断、それぞれの土地の多様性がメディア発達につながる」と述べている。たとえば、広範囲の新聞、雑誌など紙媒体の輸送には時間や料金がかかり、情報の即時性や拡散力が確報できないといえよう。また、地理的分断により、他の地域と違う独自の地域性をもつのも発達要因となる。文化的・社会的要因には、小玉は「多様な文化をふくみ、異文化の存在に寛容な社会は、地域メディアの発達をうながす」と述べている。つまり、それぞれの文化に対する愛着と欲求をもつ多様な文化が存在している社会では、コミュニティ・メディアは生まれやすい。また、「少数者の意見が尊重され、個人個人の自己主張が当然とされ

る社会では」、コミュニティ・メディアは生まれやすいのである。政治的要因には、小玉は「政治的要因には、大きく分けて2つある。ひとつは、その国の政治体制が中央主権的か地方分権的かという問題、もう一つは少数者の支援政策があるかどうかである。」と述べている。技術的な要因には、小玉は、「科学技術発展の成果のどの部分をどの程度導入しているかにより、影響をうける」と述べている。前記の表1からわかるように、1989年から2003年の間、情報通信技術が飛躍的に発展したため、インターネットや携帯電話などコンテンツを利用する新しい地域メディアがどんどん生まれてきた。経済的要因については、小玉は、送り手と受け手の面から分析した。送り手からみると、テレビ放送やラジオ放送は十分に普及していない地域があり、印刷機械が不備のため新聞や雑誌を発行できないかもしれない。一方、受け手からみると、「地域メディアが存在しても、新聞・雑誌や放送を入手する資力がなければ、利用できない」。最後は、メディア・リテラシーである。地域メディアの発達は社会を構成する人たちの教育程度にかかわっている。つまり、読み書き能力が同じレベルである住民たちは地域メディアを利用して、地域間のコミュニケーションを実現できる。

#### 1-4 地域メディアの社会的機能

浅岡(2007:27-30) は地域メディアの三つの社会的機能を挙げている。第一は、「情報伝達としての機能」である。地域メディアの基本的な作用は、地域に関する情報を伝達するのである。さらに、浅岡は、地域メディアが「地域社会の世論を形成していく」という機能もあることを指摘している。第二は、「災害報道、安全・安心を確保する手段」である。災害時に、防災無線やコミュニティ FM など地域メディアはマス・メディアより細かい情報を住民に伝え、リアルタイムで地域情報を提供できるのである。第三は、「地域アイデンティティ形成の機能」である。浅岡は竹内・田村の提起した地域メディアの3点の機能(地域関連情報の提示、地域社会の統合性、地域住民の要望や意見の交流)を踏まえ、地域メディアによって、「地域ブランの創造」の観点が提起されている。つまり、地域住民は地域メディアを利用して、コミュニケーションをしながら、共通の地域イメージを形成する。また、形成された地域イメージが「地域ブランドや地域アイデンティティとして当該地域社会以外へ情報発信され、それを見聞きして当地にきた外部の人からそのようなことを聞いて改めて、地域社会独自のリソースであったことを再認識するといったように再帰的に自分の地域のことを考えることにつながる」。

## 2 日本における地域メディア―コミュニティ FM を例として

ここまで、地域また地域メディアに関する定義、地域メディアを発達させる要因、そして地域メディアの機能を明らかにした。次は、日本の地域メディアについて、コミュニティ FM を中心に論じていきたい。

#### 2-1 日本のコミュニティ FM の制度化

1970年代に、欧米で電波規制の緩和にともなって、コミュニケーションを目的とした小規模なラジオ局が相次ぎに誕生した。1980年代前後に日本では、微弱無線を使用して放送するミニFM という小規模ラジオ放送局が次々と誕生した。このように、ラジオ放送の多様化また小規模なラジオ放送の制度化が求められた。

これを背景として、郵政省においてコミュニティ放送の検討がはじめられた。1992 年 1 月 10 日、コミュニティ放送制度が施行された。日本コミュニティ放送協会(JCBA)発行の『日本コミュニティ放送協会 10 年史』(2004:15)では、当時のコミュニティ放送制度が下記の通り掲載された。

コミュニティ放送制度(1992年1月10日~)

(放送法施行規則などの改正の要旨)

- 1. コミュニティ放送は、超短波放送用周波数を使用する放送であるため、超短波放送を行う一般放送事業者の放送を「県域放送」と「コミュニティ放送」に区分。
  - 2. コミュニティ放送の定義を定める。
- 3. 全国各地域で実施されるコミュニティ放送の放送対象地域ごとに1系統の放送の普及を図る。
- 4. 市町村の一部を対象とする小規模な放送局であることを勘案し、その運営に要する負担 を軽減するため、放送義務を緩和。
- 5. 行政情報等共通の情報を提供できるようにするため、コミュニティ放送の普及等のために特に必要がある場合、同一市町村内に同一事業者が複数のコミュニティ放送局を開設することを認める。

(免許方針の要旨)

#### 1. 放送の目的

市町村内の商業・業務・行政等の機能の集積した区域、スポーツ・レクリエーション・教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等において、コミュニティ情報・行政情報・福祉医療情報・地域経済産業情報・観光情報等地域に密着した情報を提供することを通じて、当該地域の振興その他公共の福祉の増進に寄与する。

#### 2. 周波数

周波数の選定に当たっては、76MHz から 90MHz までの超短波放送用周波数の中から、既設の超短波放送の実施に支障を及ぼさない範囲において、1 市町村内ごとに 1 波選定されたものを使用する。

#### 3. 空中線電力

空中線電力は、原則的に 1W以下で必要最小限のものとする。

このように、1992年に制度化されたコミュニティ放送は、周波数が 76MHz から 90MHz までに規定され、県域より小さい地域(市町村単位程度)を放送対象地域とする放送である。このような可聴範囲の限界性もコミュティ FM の特徴の一つである。

コミュニティ放送の制度化から約一年である 1992 年 12 月 24 日に、北海道函館市に「FM いるか」がコミュニティ FM 放送第 1 号局として開局した。そこから、全国各地域にコミュニティ FM が開局していった。

現在の状況は、2020 年発行の「コミュニティ放送の現況について」によれば、コミュニティ放送は、周波数帯域が FM76.1~94.9MHz に拡大され、放送出力が 20W (原則) へ増力されている。 さらに、47 都道府県におけるコミュニティ放送局は 332 局となっている。

#### 2-2 地域向けの臨時災害放送局

1995年1月17日、「阪神・淡路大地震」が発生した。被災地では、地震により道路や建物が崩れ、ライフラインが断絶された。このような非常時期に、安否情報、避難情報、物資・医療情報などが求められていた。大震災後の2月15日、初めて認可された災害放送専門局「兵庫県災害エフエム放送」が開設された。これをきっかけとして、臨時災害放送局が制度化された。

震災発生した直後、NHK (日本放送協会)と民放局は番組編成を変更し、地震情報を全国に向けて報道し、全国各地より救援物質などが被災地に送られた。しかし、『日本コミュニティ放送協会 10 年史』(2007:37)には、マス・メディアの災害報道に関する問題点が指摘された。一つは「センセーショナルな映像に偏った報道」である。それは、報道機関が震災報道する途中で、「被災者やその関係者の感情を逆なでするばかりでなく、救出活動の妨げにもなった。震災後しばらくしてその傾向は収まるが、報道に携わる者の姿勢が問われるものだった」。もう一つは、「被災者の求める情報と実査の報道との乖離という問題である」。この2点からみると、全国向けのマス・メディアは、被害情報を「ソト」に伝えるものとして、「報道者」の視点から情報を伝達するのである。一方、広い地域を対象にしたマス・コミュニティに対して、「当事者」の視点から、被害情報を「ウチ」に伝える臨時災害放送局は注目された。つまり、具体的な地震情報、知人の安否情報、避難所情報、給水情報など緊急支援情報を被災地を対象として伝達するのである。

阪神・淡路大震災から、狭域向けの臨時災害放送局の有用性が明らかにされた。前述の通り、「兵庫県災害エフエム放送」は大震災後に新設された地域メディアである。震災後、「兵庫ニューメディア推進協議会」で、コミュニティ放送の拡充が提起された。つまり、災害時に自治体単位で情報収集し、コミュニティ放送も積極的に利用するのである。これから、コミュニティ放送局が「開局ラッシュ」になった。

臨時災害放送局が制度化された以降、筆者が所在している新潟県において、災害発生時に各

コミュニティ放送局は「情報源」として活躍している。たとえば、1995 年 4 月 1 日に発生した「新潟県北部地震」の 2 分後、コミュニティ FM としての「エフエム新津」が地震情報の第 1 報を放送した。また、1996 年 7 月 11 日から 8 月中旬まで、水害対応のために、「柏崎コミュニティ放送」が緊急情報を放送した。さらに、2004 年に発生した「中越地震」の時、「エフエム長岡」が臨時災害放送局へ移行し、運営が始まった。

コミュニティ放送局の相次ぐ開局にともなって、臨時災害放送局は2種類に分けられる。それは、「新設型」と「移行型」である。村上(2012:39)は、被災した地域やその周辺にコミュニティFMがあり、そこが臨時災害放送局に移行するなどして運営を担うタイプを「移行型」と定義し、全く新たに放送局を新設するタイプを「新設型」と定義する。2011年3月11日から2012年2月まで、東日本大震災以降開局した臨時災害放送局は29局であり、その中、「移行型」が10局、「新設型」が19局である。

## 3 中国における地域メディア―県域ラジオ放送を例として

前節では、コミュニティ FM を中心に、災害時の日本の地域メディアの役割を論じた。一方、 国家応急広播体系を構築する途中である中国の、地域メディアの発展状況および問題点を明ら かにしたい。

#### 3-1 中国における地域メディア

地域メディアにおいて、「地域」はただ地理的範囲ではなく、住民の社会活動と関わっていることを前述した。地域の区分は「社会のなりたちや、成熟度によって、また人口、行政、社会制度によって多少ちがってくる。」日本の場合、田村は、「市町村といった自治体の行政区画範囲が日常生活に大きな影響を与えている。」と指摘している。

中国では、日本と同じように、地域メディアの対象とする領域が行政的に区切られている。 したがって、本稿は、中国の地域メディアを研究する前に、中国の行政区画を明らかにしてお きたい。

1982 年 12 月 4 日に『中華人民共和国憲法』(82 年憲法と略する)が公布され、同日に施行された。これが中国の現行憲法となる。82 年憲法では、「中華人民共和国のすべての権利は人民に属する。人民が国家権利を行使する機関は、全国人民代表大会および地方各級人民代表大会である。」」りと規定している。

さらに、82年憲法第三十条では、中国の行政区画を以下のように定めた。

- (一) 全国を省、自治区、直轄市に分ける。
- (二) 省、自治区を自治州、県、自治県、市に分ける。
- (三) 県、自治県を郷、民族郷、鎮に分ける。

直轄市、比較的に大きな市を区、県に分ける。自治州を県、自治県、市に分ける。 自治区、自治州、自治県はいずれも民族自治地方である。

また、第九六条では、「地方各級の人民代表大会は地方の国家権利機関である。県級以上の地 方各級の人民代表大会は常務委員会を設ける。」と規定している。

まとめてみると、中国に基本的な行政単位は「県」である。

一方、自治体国際協会(2017:25)では、日本の自治会に対し、中国の住民自治会を以下のように説明する。

中国には、居住区住民の自己管理、自己教育、自己サービスのための住民組織である居民委員会と村民委員会がある。これらは、それぞれ、都市居民委員会組織法(以下、「都委組織法」という。)、村民委員会組織法(以下、「村委組織法」という。)法において、大衆的自治組織と規定され、県級政府や郷級地方政府等の指導の下行政サービスを展開している最も住民に近い行政機関として位置づけられる。

自然、経済、文化、制度、技術的な差異により、中国では地域間の格差が大きいと言える。 その地域格差は、地域メディアに色々な影響を及ぼしている。前節では、今の中国の地域メディアの対象エリアはほぼ行政区域と同じであることを述べた。すなわち、地域メディアの対象エリアは各県、市、省に限定してコミュニケーション活動および地域アイデンティティ形成の機能を発揮している。だが、社会の発展にともなって、地域メディアに関する制度の不足が出てきた。

本稿で述べている「地域メディア」は、日本で言うところの市町村のような存在と言える「県 級」メディアと自治会のような「住民自治会」メディアを扱うのである。

#### 3-2 中国第一回目の県域応急広播

2008 年、中国で 2 つの重大な自然災害が発生した。一つは 2008 年の 1 月末から 2 月にかけて中国の中南部で発生した氷雪害で、もう一つは四川地震である。自然災害のため電力や通信が一時中断された。このような環境で、ラジオが役に立った。この背景において、中国は緊急時における地域メディアの重要性を検討し始めた。

2010年、中国国務院は気象災害の防止に向けた取り組みを法的な面からサポートするための気象災害対策に関する条例「気象災害防御条例」を公布した。その条例の中で、以下のように、情報通報システムを強調した。

災害情報の通報を強化する。県級以上の地方人民政府は注意報・警報の情報通報システム

を確立しなければならない。また、気象災害対策のニーズに基づき、交通の中枢区間や公共の場など、人が集まる場所および気象災害が起こりやすい地域に、気象情報と注意報・警報を受信および発信する施設を設置するとともに、その運営を維持しなければならない。

2011年中国共産党第17期中央委員会第6回全体会議に、「国家応急広播体系」に関する提案が初めて提出された。「国民経済および社会発展第十二次5ヵ年計画」に「国家応急広播体系」に関する提案が受け入れられ、「完備な国家応急広播体系を作成する」という目標が明確にされた。

2012 年年末、中央人民広播電台<sup>2)</sup>に国家応急広播センターが設置され、国家応急広播(CNEB) が運営開始した。

2013 年 4 月 20 日 8 時 02 分、四川省雅安市蘆山県で M7.0 の地震が発生した。地震により、2986 キロの公路が壊れ、327 橋の橋梁が被害され、道路が途絶になった。雅安地域で、電線路の母線 7 本、幹線 12 本が停電になった。³)固定電話と携帯電話の基地局あわせて計 724 局が被害を受けた。地震発生当日に中央人民広播電台は北京に「中国の声」「経済の声」で蘆山県の地震情報を報道したが、被災地が孤立状態になったため、具体的な情報が把握できなかった。それで、CNEB は北京から蘆山県へスタッフを派遣することを決定した。

4月22日午前11時、蘆山応急広播局が結成され、スタッフたちが蘆山県広播電視台の所在地で放送作業を始めた。午後4時40分、中国における第一回目の県域応急広播「蘆山応急広播FM92.7」が始まった。

蘆山応急広播は第一回目の放送で、アナウンサーたちが「蘆山県内の中国石油ガソリンスタンドは全国から支援する車両に無料で給油しています。地震前に毎日の給油量が 20 トンぐらいのガソリンスタンドは、現在の給油量が毎日 60 トン超えています。」と「地震により、携帯電話やインターネットの通信回線が不安定のため、家族や親友との連絡を取れないことがあるかもしれません。中国電信が無料電話を提供しています。」といった実用情報を放送した。放送内容から見ると、蘆山応急広播は被災地向き、リアルタイムで詳しい被災地情報を伝達していたことがわかる。さらに、現地で生放送するのは、被災地の住民に「そばに居る」という心理的な安心感も与える。

最初の県域応急広播としての蘆山応急広播は順調に始まったが、スタッフたちは聴収率に自信がなかった。結局、第一回目の放送日の夜、蘆山県で支援しているボランティア 2 人が「五星村で 90%の家屋が被害を受け、支援を求める」という被災情報を提供した。また、蘆山県住民が「石刀背溝村でテントや水が不足になった」という被災情報も提供した。それから、聴収者からの災害情報がどんどん来て、蘆山応急広播は住民たちから入手した災害情報を被災地で発信した。

4月23日の朝、蘆山県の住民は蘆山応急広播のスタジオに訪れ、スタッフに救助情報を伝達

した。蘆山応急広播局のスタッフは被災情報や救援物質要請を正しく伝えるため、この住民が 自ら救助情報を放送することを判断した。これが、地域住民がアナウンサーとして発信した初 めての事例である。

さらに、災害情報伝達システムを構築するために、蘆山応急広播局はスタッフたちを宝興県 へ派遣した。4月25日に、宝興県図書館で臨時スタジオを開設し、蘆山応急広播の中継局とし て放送が始まった。

蘆山応急広播は4月22日午後4時40分放送開始から5月23日放送停止まで、32日間に蘆山県の被災情報を連続放送した。防災情報や支援情報を生放送で被災地の住民に伝達した。

#### 3-3 県域応急広播の特徴

中国の「国家応急広播体系」は、現在も模索している時期である。それで、蘆山応急広播を 通じて、現時点での中国の応急広播の特徴を分析してみよう。

#### (1) 新設された放送局が主となる

元々蘆山県域のラジオ放送は蘆山県広播電視台で放送されたが、地震により、蘆山県広播電視台は壊れた。安全のため、CNEBのスタッフたちは蘆山県広播電視台の前の広場で工事を行い、蘆山応急広播局のスタジオを設置した。また、宝興県で蘆山応急広播を中継した臨時スタジオも地震発生後、新たに開設した。

## (2) 地方と中央の連合放送

蘆山応急広播は各級のラジオ放送局の連合放送である。CNEBのスタッフたちが蘆山県に到着した後、四川(省)人民広播電台、雅安(市)広播電台、蘆山(県)広播電視台のラジオ放送局のスタッフたちと一緒に蘆山応急広播局を結成した。その後、蘆山応急広播局はスタジオを設置し、放送のやり方を打ち合わせ、震災情報を収集し、中央人民広播電台のアナウンサーと蘆山広播電視台のアナウンサーが放送のアナウンサーを担当することを決断した。

#### (3) 住民参加

蘆山応急広播の初期、主導権は権威性が高い中央人民広播電台に握られた。この時期の応急 広播は、普段のラジオ放送と同じ、リスナーに「一方通報」的「情報発信」を主な機能として いた。開局 18 日後、主導性は地元のラジオ放送局——蘆山広播電視台へ移動した。それから、 蘆山広播電視台が情報管理や放送内容において、蘆山応急広播の主体として活躍した。さらに、 蘆山応急広播の聴取率が高くなるに伴い、地元の住民も参加した。被害情報を提供することだ けではなく、ボランティア活動も始まった。

## (4) 行政機関との関連

蘆山応急広播の情報源は社会団体、メディア、軍隊など社会側と各級行政部門を含む行政側である。応急放送が被災地の住民から災害情報を入手するだけではなく、地方政府からの支援情報、防災専門家へのインタビューなどの放送内容もあり、被災情報の真実性を確保した。

#### (5) 住民に受信機器配布

中央人民広播電台は被災地の住民が応急広播を聴取できるようにするために、一万台を超える無線受信機器を無料配布した。その無線受信機器が防災用ラジオであり、手回し発電、LED ライトなどの機能が備わっている。

#### (6) ソーシャルメディアの活用

蘆山応急広播は無線放送だけではなく、インターネットにも同時に発信していた。 CNEB が 蘆山震災が発生した翌日、中国における最も人気があるミニブログサイトである Weibo (ウェイボー) で公式アカウントを開設し、4月21日から5月8日まで、リアルタイムで300本以上の震災情報を投稿した。

#### 3-4 情報伝達システムの補完としての農村ラジオステーション

中国では、県級(県級を含め)以上の行政区域だけがラジオ放送局を開局する権利があるため、中国の国家応急広播体系では、中央、省、市、県の四つのレベルを含めている。郷、鎮、村、自治会は情報伝達システムを確保するため、ラジオステーションを利用している。

本稿で述べているラジオステーションとは、中継局のように、県域ラジオ放送を電波またケーブルで受信して、村内に設置された屋外スピーカーを通じて発信するものである。さらに、 伝送終了の空き時間で、ラジオステーションの担当者は村民へ村内情報を放送できるのである。

中国初めての農村ラジオステーション――吉林九台県ラジオステーションが 1957 年 4 月 1 日に開局した。吉林九台県ラジオステーションの開局に伴い、県域で 330 台の屋外スピーカーが設置され、中国の農村ラジオステーションの運営が始まった。今まで、農村屋外スピーカーが 8000 万台以上に全国域に設置されている。

2020年1月、新型コロナウイルス感染症が中国・武漢で拡大した。1月23日から武漢をはじめ、1月30日まで、中国本土全域が突発的公衆衛生事件応急一級という緊急状態に入り、「封鎖式管理」を実施した。この背景で、農村ラジオステーションが長所をいかし、役に立った。

まず、農村ラジオステーションは村民委員会の一部となり、村民委員会が運営し、村民がアナウンサーを担当するのである。普段、農村ラジオステーションは生活情報を村民に伝えているが、緊急時には村民に応急措置を伝えた。たとえば、新型コロナウイルス感染症が拡大した後、河北省黄驊市南排鎮後徐村に、アナウンサーが農村ラジオステーションを通じて、毎日 6回疫病の発生状況と感染症対策を村民に放送した。

さらに、中国の方言は、北方語、呉語、湘語、粤語、贛語、閩語、客家語計 7 種類に分かれるが、同じ種類の方言を話しても細かい差異があり、通じない場合もある。そこで、広域に放送するラジオは、大衆が理解できるように、標準語で放送しなければならない。中国には、テレビの普及と標準語の教育により全国人口の 7 割程度が標準語を理解できるが、標準語が普及していない地域もまだ存在している。この環境で、方言を用いる重要性がある。農村ラジオス

テーションは当地の方言で感染症対策を伝達することで、住民との距離感を縮め、情報をよく 伝達できる。

また、農村ラジオステーションは自由度が高いのである。緊急事態に入って、村民の防疫意識を向上させるために、ラジオステーションの放送内容はイベント情報、セール情報などの地域情報から、新型コロナウイルスに関する情報、注意喚起、音楽、専門家インタビューの4種類になった。

最後、農村ラジオステーションは村民と強くつながり、ソーシャルメディアでも活躍している。ラジオステーションの担当者は村民のため、聴収者のコメントにソーシャルメディアで早く反応できる。一方、村民が面白い農村ラジオステーション放送内容を録画または録音して、WeChat と TikTok などのソーシャルメディアにアップロードすることがあり、中国で話題になった。

### 3-5 中国における地域メディアの問題点

前節では緊急時の県域応急広播と農村ラジオステーションを例として、中国の地域メディアを分析した。それから、現時点での中国における地域メディアの問題点を明らかにしたい。

まず、地域メディアの制度が完備ではない。前にも述べた、現時点の中国では、地域メディアに関する制度や法律が不足している。たとえば、蘆山応急広播局が開局の際、制度が不足のため、蘆山応急広播局の運営は CNEB (中央) に依頼した。開局 18 日後、運営担当者が CNEB から蘆山広播電視台 (地方) に変更された。また、農村ラジオステーションの場合、村民委員会はマニュアルが整備されていないため、緊急時に責任者の明確、情報発信の流れ、突発的な事故の解決方法など、色々な問題を解かなければならない。

つぎに、地域情報格差がある。地域メディアは地域の自然、文化・社会、政治、技術、経済、メディア・リテラシーと関わっているのである。中国では、国土が広いため、発達地域と後進地域間の経済に大きい格差がある。その格差は、地域メディアの通信技術、基礎設備などに影響を与える。つまり、中国の地域メディアは発展不均衡といえる。

最後に、地域メディアが主導性を発揮していない。蘆山応急広播を例として、応急広播は平穏期になった後、地元の住民たちが震災情報を提供していたが、放送を行った 8 時間の中で 6 時間が専門家に対するインタビュー類の番組であり、中央人民広播電台に情報収集を依存することがあった。この点を考えると、蘆山応急広播は被災地の住民に距離があって、現地情報をリアルタイムで収集できないと言える。

#### 4 結論

本稿は、地域メディア論に基づいて、中国と日本の地域メディアを論じた。

まず、地域メディア論における「地域」と「地域メディア」の定義、地域メディアの発達要

因、社会的機能を明らかにした。さらに、日本における災害時に役に立った地域メディア―コミュニティ FM と臨時災害放送局を検討した。そして、中国における「地域メディア」の地域の区分を法律と条例により定めた。つぎに、緊急時の中国の地域メディア――県域応急広播と農村ラジオステーションを考察した。最後に、蘆山応急広播と農村ラジオステーションを通じて、現時点の中国の地域メディアの問題点を分析した。

災害多発の現在、中国は応急広播体系を構築する途中で、様々な困難があると思われる。この過程で、中国の地域メディアに関する法律や制度を明確にする必要がある。さらに、緊急時に地域メディアは情報伝達手段として、どのような役割を担うのかも今後の課題である。

## <注>

- 1) 土屋英雄(2003)「中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令」『筑波法政』311頁
- 2) 中国人民広播電台(ちゅうおうじんみんこうはでんたい)は、中国大陸に置ける国内向けのラジオ放送局である。日本のマス・メディアは「中央人民ラジオ」「中央人民放送」なども呼ばれる。
- 3) sina 新闻中心、2013、「雅安地震致 26411 间住房倒塌 2986 公里公路损毁」(2021 年 8 月 8 日取得 http://news.sina.com.cn/c/2013-04-21/173526900874.shtml)

## <引用文献>

浅岡隆裕(2007)「地域メディアの新しいかたち」田村紀雄・白水繁彦編著『現代地域メディア論』、日本評論社、17-34

自治体国際協会(2017)『中国の地方行財政制度』

大石裕(2002)「地域メディア」北川高嗣ほか編著『情報学事典』弘文堂、581

小玉美意子 (1989) 「地域メディアの比較論」竹田郁郎・田村紀雄編著『新版・地域メディア』、日本評論 社、57-72

竹内郁郎 (1989)「地域メディアの社会理論」竹田郁郎・田村紀雄編著『新版・地域メディア』、日本評論 社、3-16

田中康弘編(2004)『日本コミュニティ放送協会10年史』、日本コミュニティ放送協会

田村紀雄(1989)「地域メディア論の系譜」竹田郁郎・田村紀雄編著『新版・地域メディア』、日本評論社、 17-36

日本コミュニティ放送協会 (2020)「コミュニティ放送の現況について」、(2021 年 10 月 23 日取得、https://www.jcba.jp/community/pdf/cfmgenkyou-jcba.2020.9.30.pdf)

林茂樹 (2003)「地域メディア小史:新しい視座転換に向けて」田村紀雄編著『地域メディアを学ぶ人のために』、世界思想社、29-54

村上圭子(2012)「ポスト東日本大震災の市町村における災害情報伝達システムを展望する」『放送研究と

緊急時における地域メディアの活用 (ZHANG Xinyue)

調査』2012年3月号、32-59

森岡清志 (2008)「〈地域〉へのアプローチ」森岡清志編著『地域の社会学』、有斐閣、3-20

米倉律 (2016)「地域メディアが伝える震災と復興――東日本大震災の被災地で活動するジャーナリスト達の5年――」『日本オーラル・ヒストリー研究』第12号、39-57

若林幹夫 (2010)「郊外・地域・メディア」『放送メディア研究』第7号、27-56

『中华人民共和国宪法』(1982)(訳:土屋英雄(2003)「中華人民共和国の各憲法の全訳および関係法令」 『筑波法政』34 巻、319-402)

主指導教員(古賀豊准教授)、副指導教員(中村潔教授・杉原名穂子准教授)